

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人杉の子（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 役員等のうち、法人を主たる勤務場所とする者を常勤役員等、それ以外の者を非常勤役員等という。
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬の区分)

第3条 非常勤役員等には、理事会及び評議員会に出席したとき、又、法人業務等にあたったときには報酬を支給する。

- (1) 非常勤の役員 報酬
- (2) 評議員 報酬

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員会には、定款第8条で定める総額の範囲で、報酬を支給することができる。

2 個々の評議員の報酬及び非常勤役員に対する年間報酬総額及び個々の報酬は、別表1に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 理事会や評議員会の出席や役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要す

るものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）は別に定める、旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

（支給の方法）

第6条 報酬等及び費用はその都度支払うものとする。

（支給の形態）

第7条 報酬等及び費用は、現金をもって本人に支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（細則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月11日から施行する。

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

「別表1」

年間報酬総額及び役員等の支給基準

理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給額

役員の間年報酬総額は、500,000円以内とする。

下表は、役員が理事会及び評議員会の出席や法人業務執行の出張に係る、報酬額及び費用弁償とする。(費用弁償は、旅費規程別表旅費算定基準による支給)

名 称	基 準	報 酬 額	費用弁償
理事会の報酬	出席の都度	20,000円	実 費
法人業務の 入札執行の委員	1日当り	10,000円	実 費
法人業務の外部研修	1日当り	10,000円	実 費

評議員の間年報酬総額は、500,000円以内とする。

下表は、評議員会に出席した場合の報酬額及び費用弁償とする。

(費用弁償は、旅費規程別表旅費算定基準による支給)

名 称	基 準	報 酬 額	費用弁償
評議員会の報酬	出席の都度	20,000円	実 費

監事による法人監査の間年報酬総額は、120,000円以内とする。

下表は、監事による監査に係る、報酬額及び費用弁償とする。

(費用弁償は、旅費規程別表旅費算定基準による支給)

名 称	基 準	報 酬 額	費用弁償
監事監査指導報酬	1日当り	30,000円	実 費